

長野県の建設業の電子マニフェスト利用について

JW センターでは電子マニフェストの普及促進として、産業廃棄物の中でも特に排出量が多くかつ電子マニフェストの利用が進んでいない、各地域の建設業の利用拡大を図ることとしています。

今回は、長野県の建設業に携わる方々にお集まりいただき、電子マニフェストの利用状況、課題・要望等をテーマとする座談会を開催しましたので、その様子を紹介いたします。(令和5年2月22日開催)



出席者	長野県 環境部資源循環推進課 課長補佐兼廃棄物政策係長	中谷 俊禎
	長野県 環境部資源循環推進課 廃棄物政策係 主事	小松 彩乃
	長野県 建設部建設政策課 技術管理室 基準指導班 主査	太田 好宏
	池田建設株式会社 安全担当・環境担当	山田 重雄
	池田建設株式会社 総務部	中田 里恵
	川中島建設株式会社 工務部本部 安全・品質管理部長	石坂 文彦
	川中島建設株式会社 工務部本部 安全・品質管理部 主任	向山 美佳
	高木建設株式会社 常務取締役	高木亜矢子
	高木建設株式会社 土木部 次長	黒岩 達也
	株式会社守谷商会 長野建築本店 総務課	小林 弘佳
事務局	JW センター：関 理事長、葛西 電子マニフェストセンター長、田中 情報サービス部長、清和 広報室長、中西 情報サービス部係員	

(敬称略、開催時)

事務局： ただ今より JW 座談会「長野県の建設業の電子マニフェスト利用について」を開催いたします。開催にあたり、JW センター理事長の関よりご挨拶申し上げます。



関理事長： 皆さま、大変お忙しい中、座談会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。私ども JW センターは電子マニフェストの運営を業務の一つとして

おります。この数年、社会全体の DX 化や、自治体や事業者の皆さまのご努力によりまして、令和4年度1年間の電子マニフェストの普及率は77%となる見込みです。

また、環境省と協力して、電子マニフェストのビッグデータを循環型社会に向けた資源循環に生かしていくことを検討しております。皆さま方とともに循環型社会の形成の推進に取り組んでいきたいと思っておりますので、本日は忌憚のないご意見をお伺い

できればと思っております。よろしくお願いいたします。

電子マニフェストの現状について

田中部長： それではこれより田中が進行を務めさせていただきます。まずは電子マニフェストの現状を電子マニフェストセンター長の葛西より説明いたします。

葛西センター長： 電子マニフェストセンター長の葛西です。令和3年度1年間に登録された電子マニフェストの件数は約3,600万件で電子化率は72%となっております。業種別の利用登録件数は、建設業が一番多く41%を占め、続いて卸売業・小売業となっており、こちらはコンビニエンスストアの利用が多くなってございます。

産業廃棄物をどのぐらい電子マニフェストが捕捉しているかでございますが、まず、がれき類の委託量が多い中で電子マニフェストが捕捉できているのは約4割程度との結果となりました。

さらに建設業の多量排出事業者、年間の排出量が1,000トンを超える事業者約4,000社に電子マニフェストの加入状況を調査いたしましたところ、全国では、68.8%の方がご利用いただけていないといった状況になってございます。長野県では、76.5%、4分の3以上の方にまだご利用いただけておらず、まだまだ普及の余地があると考えております。

皆さま方から忌憚のないご意見を伺いまして、普及していきたいと考えております。簡単でございますが私からの説明は以上となります。

長野県産業廃棄物処理の状況等について

田中部長： では次に、長野県環境部資源循環推進課、中谷様より長野県産業廃棄物処理の状況等についてお伺いします。



中谷課長補佐： 長野県環境部資源循環推進課中谷と申します。日頃は県の廃棄物行政等にご協力いただき誠にありがとうございます。では、長野県の廃棄物処理計画（第5期）に基づいて廃棄物の処理状況等をご説明いたします。



県内の産業廃棄物の排出量は、最新データの平成30年度は約448万2,000トンと、平成5年度以降増加傾向となっております。

業種別では、電気・水道業が207万1,000トンと全体の46.2%を占め、これは下水道の普及による下水汚泥が要因と見ています。次に建設業が115万5,000トンと全体の25.8%、約4分の1を占めている状態で、推移を見ますと平成10年が一番多く、120万トンに達し、その後平成20～25年は100万トン前後で推移し、平成30年度は115万となります。これはおそらく公共事業、民間の設備投資など、景気動向といったものに排出量が影響されていると見ております。

種類別では、汚泥の割合が全体の65%を占め、上下水道業から排出される汚泥が全体の46%を占めています。

次に、県内の産業廃棄物処理量は、平成30年度の最終処分量は8万1,000トン、最終処分率が1.8%、リサイクル量が150万9,000トン、リサイクル率が33.7%、そして減量化量が289万2,000トンで、減量化率は64.5%でした。減量化率は5割台だったところ、平成25年度以降6割を超えるようになりました。合わせて最終処分率は、平成5年度時点では全体の15%を超えていましたが、平成30年度は1.8%まで下がってきております。これは、減量化に加えてリサイクル率も3割を維持しており、このような取り組みによって、最終処分の割合が低下していると考えております。

建設業の排出量は先ほどのとおりですが、種類別では、圧倒的にがれき類が最も多くて82万1,000トン、次いでガラスコンクリート陶磁器くず、そして木くずが同数13万トンとなっております。再生

利用量が109万1,000トンと排出量の94%以上が再生に回っている点が特徴かと思われます。また、最終処分率は4.2%となっており、建設業につきましてははがれき等が多く、水分等は少ないため減量化は、現状難しいと思われますが、再生利用の割合が非常に高く、その結果、最終処分量に回す部分が減っていると考えております。

続きまして、産業廃棄物処理施設の設置状況について、中間処理施設は506施設、最終処分場については、平成30年度末の残余容量は56万1,000立方メートル、残余年数が8.4年となっております。長野県においては、産業廃棄物の県外流出、県内流出を比べてみますと、県外流出が非常に多く、県外で処分してもらっているという実態があります。その中にありまして建設業の皆様におかれましては、3R実践協定なども締結していただき、再生利用にあたっていただいていると思っております。このような排出の削減に向けた取り組みは、こういった施設の適正利用にもつながっているのではないかと思います。

また今日のテーマであります産業廃棄物のマニフェスト制度でございますが、県内では、徐々にではありますが電子マニフェストを利用される方も増えており、廃棄物の適正処理に向けて取り組みいただいていると思います。

また廃棄物の削減については、排出事業者の自主的な排出抑制、資源化等公表にもご協力いただいているところでございます。皆さま、日頃のお取り組みなど聞かせていただきながら、今後参考にさせていただければと思っております。説明は以上になります。

田中部長： ありがとうございます。それでは、建設業の皆さまにマニフェストの運用状況について、どのような経緯で加入されたのか、運用状況や新しい課題などにつきましてご紹介いただければと存じます。では初めに、池田建設株式会社様、お願いいたします。

集計業務の効率化のため導入、最終処分報告の管理に利便性—池田建設株式会社—



池田建設山田氏： よろしくお願ひします。まず、電子マニフェストの導入前は多量排出事業者処理計画の提出など、行政報告等の提出物の作成に当たって、紙のマニフェストでの作業では集計等がどうしても間に合わないという状況がありました。また、紙マニフェストの交付番号の違いや、最終処分報告までの管理や保管などの問題がありました。これからは電子の時代ということで2018年9月から電子マニフェストを開始いたしました。

やはり紙より集計が大分楽になりまして、提出物等にも時間を取られることがなくまとめることができるようになりました。しかしながら、年間のマニフェスト件数は480件ですが、電子は88.8%で、11.2%はまだ紙のマニフェストを使っています。紙マニフェストを使っている人は、高齢もありますが、パソコンが苦手というのもありまして、正直申しましてマニフェストの登録を電子でできない人はまだ何人かはおります。今後は研修等重ねて、マニフェストを電子化100%にもっていったらと思っております。

やはり紙より集計が大分楽になりまして、提出物等にも時間を取られることがなくまとめることができるようになりました。しかしながら、年間のマニフェスト件数は480件ですが、電子は88.8%で、11.2%はまだ紙のマニフェストを使っています。紙マニフェストを使っている人は、高齢もありますが、パソコンが苦手というのもありまして、正直申しましてマニフェストの登録を電子でできない人はまだ何人かはおります。今後は研修等重ねて、マニフェストを電子化100%にもっていったらと思っております。

最終処分量の集計や、最終処分終了報告の確認をしてほしいと最近多く言われていますので、そういう面に関して電子だとある程度はすぐ確認出来るので、その辺はすごく助かっています。紙ですとマニフェスト番号の違いなどが発生し、集計が間に合わなくなってしまいます。また、3R実践協定の実践計画書、実施結果報告書、またマニフェスト交付状況報告書は6月末までに提出しなければならないという事務を統合しまして、電子の方に移行し会社として取り組んできています。そのおかげで、関係業者等で電子にしてくれるところもあり、すごく助かっている面もあります。

今は大体年間780トンぐらい産業廃棄物を出していますが、多い時は1,500トン位になりますので、紙ですと現場ごとで集計していくようになってしま

いますので、電子はありがたいと思っています。

電子マニフェストシステムの利便性については、廃棄物の種類ごと、例えば、がれきならがれき等項目をまとめてもう少し簡単に集計できないかなと思ひまして、その辺は要望したいと思ひます。

田中部長： 現場ごとにそれぞれのご担当者が電子の登録をされているのでしょうか。

池田建設山田氏： 集計担当の中田が登録等を行っています。

ISO14001 目標に電子マニフェスト 100% を掲げ取り組む ー川中島建設株式会社ー

田中部長： ありがとうございます。続きまして川中島建設株式会社様、よろしくお願ひいたします。



川中島建設石坂氏： 川中島建設でございます。

電子マニフェストの実施状況ですが、年間のマニフェスト件数、2021年度で1,427件、2022年度は1,166件、そのうち電子マニフェストは2021年度については96.9%と高い数字ですが、2022年度は今のところ72%となっております。契約をする相手方、工事の施工場所などによりますが、若干の変動がある状況です。紙マニフェストにつきましては、現場事務所のない、非常に少量の廃棄物を出す小規模工事、委託業者の運搬・収集業者、処分業者が未導入であることが原因となっております。電子マニフェストは、2016年12月から導入し6年目となります。ISOの14001を2002年の4月に導入し、その見直しという中で事務処理の効率化及び法令遵守の徹底という観点から導入しました。電子マニフェスト導入前に、課題を社内で検討したところ、社員の方に対する操作方法の指導をどうしていくかという点が一つ、それと電子マニフェスト未導入の処理業者の方へ入ってもらうようにどのように勧めていくかという、この二つを課題として取り組んできたところでした。

まず、社員への教育では、社内の手順書や、電子マニフェストのフローを作り、現場代理人が行うこ

と、工務本部、会社の本店で行うこと、さらに収集運搬業者が行うことなど、誰が何をどういう操作をしていくかを業務フローとして作り、一斉研修を実施しました。新入社員の研修という中でも操作を含めて、産業廃棄物関係全般の研修の中に取り入れて実施をしています。

また、当社で導入している業者の方のデータベースを作成し、できるだけ導入している方と契約するよう取り組んでいるところです。またISOの目標として、電子マニフェスト加入者との契約を100%と掲げております。

電子マニフェストのメリットは、廃棄物の処理状況をリアルタイムで確認できるという点と、廃棄物の排出処理委託情報を把握しやすいという点です。紙マニフェストでは記入漏れ等がありますので、電子マニフェストでは法令遵守が徹底されます。また、行政への報告、多量排出者の産廃処理報告、3R実践協定の報告の集計が簡単にできる点もあります。紙マニフェストでは手計算で集計する作業がありますので、非常に事務の効率化に繋がっているほか、マニフェストの保管場所が削減され、書類の整備という点でもメリットを感じております。紙マニフェストの購入量も削減でき環境ISOの一環としまして、紙資源の消費量削減にも寄与している状況です。

導入時に苦労した点ですが、操作方法などその個別の問い合わせ等に対応しなければなりませんでした。ただこれも時間と共に軽減され現在に至るところです。

田中部長： 操作方法の指導にお時間を取られるとのこと恐縮に存じます。JWセンターホームページに操作ビデオを掲載していますのでご活用いただければと思ひます。ありがとうございます。それでは続きまして、高木建設株式会社様、お願ひします。

法令順守の徹底 — 高木建設株式会社 —



高木建設高木常務： 弊社の電子マニフェストの運用のご紹介をさせていただきます。昨年の排出量は6,400トン、主なものとして、

上位としてコンクリートが3,600トン、アスファルト1,500トン、木くずで600トンになっています。解体工事がありますとどうしても排出量が増えますので、工事高と排出量の関係で当社では見ていくようにしています。また自己処理量は0%、委託量が100%で、その中で再生利用率は94.4%です。

導入から11年経ちますが、電子マニフェストの利用率が67.8%、件数としては2,411件です。内訳は建築工事で95.9%、土木が4.1%となります。後ほど土木担当の黒岩から、なぜ土木が進んでいないかを説明いたします（笑）。導入のきっかけは、現場の運用の効率化のために総務部長が進めて導入したという記憶がございます。導入して良かった点は、やはり事務処理の軽減と効率化と、あとは竣工書類の作成にかかる作業量が軽減でき、数量にミスがないということです。また紙マニフェストの紛失も防止できますし、何より委託先の許可が明確になりまして、必ず許可を持っている業者さんに依頼するという、法令遵守が徹底できるかと思えます。

マニフェストの導入で困っている点では、担当者からは、サイトが複雑で分かりづらい、下請けさんがなかなか承認してくれないので、電子マニフェスト上で処理が進んでいかないということでした。当社のマニフェスト情報の利活用としては、市や県への報告、多量排出の報告と、当社の方はエコアクション21の認証・登録事業者ですので、その情報をまとめるのに活用しています。あとは3R実践協定の報告にも活用しています。



高木建設黒岩次長： 私、土木を担当しております。先ほどありました、電子マニフェストの利用率、建築工事は95%、土木工事4.1%と非常に差がありますが、

建築工事より土木工事の方が工事が小規模でして、簡単に紙で済ませてしまうことが多いのかと思います。先輩の現場監督さんだと、若い人たちが「本当に楽なんですよ」とっても、「いやオレはやらない」というところもあります。

もう一つ、土木工事では、がれき類、アスファルトとコンクリートが多いように感じます。業者自体も運搬業者、処分業者の方たちも比較的小規模の会社さんが多いと、電子マニフェストがそこに普及していないのかなというところはございます。

メリットとしては公共工事を行っておりますので、発注者さんに竣工時に報告しなければならない一覧表も、今まで手で紙マニフェストの番号を打ち込む作業がございましたが、マニフェストデータがCSVで出力されるので、非常に楽になったと感じております。

田中部長： 土木に関しましては、これまでも青森と大分でこの座談会を開催し、やはり建設部門より土木部門の方が普及率は低いようです。ありがとうございます。何かご質問等ございますでしょうか。

関理事長： 土木工事では、小規模でも排出される廃棄物量は、建築工事に比べて少なくはないですね。ある事業者の方の話では、道路工事などの土木工事では廃棄物の搬出に時間をかけられないため、トラック1台の収集運搬業者さんでもすぐに運んでくれる人を集めて、短時間で運び出す必要があるようです。電子マニフェストに対応している収集運搬業者さんもいれば、対応してない収集運搬業者さんにもいるので、本当は電子でやりたいのだけど、選り好みはできないようです。高木建設様ではそういうこともありますか。

高木建設黒岩次長： はい、おっしゃる通りで、紙マニフェスト、電子マニフェストの運搬業者がいらっしゃると、やはり片方に合わせるとなると、紙マニフェストに合わせましようとなるので、その部分については、少なくなってしまうかもしれません。

関理事長： はい、ありがとうございます。

田中部長： それでは、株式会社守谷商會様、お願います。

違反リスクの低減を実感

—株式会社守谷商会—



守谷商会小林氏： はい、守谷商会、小林でございます。弊社は従業員 374 人。主に建築、土木の総合建設業でございます。松本、東京、名古屋と支店がございますが、

私は現在、長野建築本店の廃棄物を担当しております。弊社昨年度の長野県内における排出量は 3 万 8,698 トン。一番多いのは、がれき類で、3 万 3,324 トン。次に汚泥で 1,829 トン。木くず関係で 1,111 トン。これが上位 3 種で、その他として 2,430 トンとなります。委託量は 100% 委託処理をしており、再生率は 89% となっております。次に、年間のマニフェスト件数は 1 万 1,030 件。これは昨年度の集計で、電子マニフェストが 75%、紙マニフェストが 25% ほどとなっております。電子マニフェストの登録の方法は、Web が 1%、ASP が 99% となります。紙マニフェストを使用する理由は、コンガラ、それからアスガラ等につきましては、処理施設が一番距離が近いところがコストを抑えられるわけですが、ところが近くに導入しているプラントがなかったり、運搬業者が導入していなかったりという現状があります。その場合はかなりの量の紙マニフェストを発行せざるを得ません。多量な解体工事が絡みますと 1,000 枚程度になることもあります。プリンターで印字するなどして作成の簡素化を図っています。ただ、紙の場合ですと、なかなか管理の状況が難しく、しっかりと意識しないと、紛失や誤りが非常に多いことから、2008 年位から発行、処理業務の効率化ということを一番の目的として電子マニフェスト導入しています。

電子マニフェストを円滑に運用するために工夫している事項ということですが、事前委託契約、委託契約期間、委託廃棄物の種類について徹底管理をしています。また、報告情報の確認、期限切れの初期対応が電子ですと即分かります。導入の良い点について現場の者にとってはマニフェスト伝票作成の簡略化、これが一番です。紙マニフェスト伝票を

発行しますが、何枚出て、何枚余ったかまではなかなか管理できません。電子はそれが不要なので非常に助かっています。コンプライアンスの点、違反リスクが非常に低減されたということも実感しております。産業廃棄物の管理票等の状況報告、排出量の集計等が非常に楽になりとても有効だと実感しております。

また紙マニフェストが電子化になることにより、紙の削減とか環境活動、CO2 の削減というところにも結びついているかと思えます。

皆さんの方から出ておりましたけども、処理の動向等が自動的に進んでいきますので、若手社員を中心に、マニフェストの記載内容、流れ、そういった基本的な知識について欠如も見られるようにも思います。これについては、新入社員研修、若手社員の研修を 2 年生教育や 3 年生教育を毎年やる中で、マニフェストの流れですとか、排出事業者としての責任、そういったことについても研修内容に入れて教育を徹底するよう努めています。

全体的には電子を使うことで、一番は業務の簡略化、それからコンプライアンス遵守、リスクの低減という部分について、一番実感しているところでございます。



葛西センター長： やはり収集運搬業者さんが未加入という状況がありまして、収集運搬業者さんの加入率は、産廃業者さんの中で一番低く 3 分の 1 ぐらいの方しかまだご加入いたしません。特に、建設業関係というのは、収集運搬業の許可を取っていらっしゃいますけれど、メインはやはり建設業ですから、なかなか周知がされていない状況があると認識しています。

行政機関の方にもお願いし、配っていただくためのチラシを作り、何とか収集運搬業の方の加入率を高めたいと考えております。収集運搬業者の加入は、報告件数にかかわらず定額制の料金体系になっています。下請け業者さんやお取引のある方にもチラシをご活用いただいて、まず電子マニフェストを知っていただきたいと思えます。また、年間通じて何回かですけれども、JW センターでは処理業者さん向

けの電子マニフェスト説明会を Web で開催しております。ぜひご参考にいただければと思います。

田中部長： ありがとうございます。それではここからフリートークの場とさせていただきます。先ほどの運用紹介も含めて、電子マニフェストの要望・課題などご質問等あれば、ご自由にご発言いただきたいと存じますが、初めに、現在の公共建設状況等の関係で、長野県の建設政策課の太田様よりご紹介をお願いします。

長野県建設政策課における 建設業界の電子化による業務改善等の取り組み



長野県太田氏： 長野県建設政策課技術管理室の太田と申します。日頃は長野県建設行政の推進、より良い現場環境の整備につきましたり深いご理解をいただいております。

この場をお借りしてお礼申し上げます。建設政策課技術管理室は、主に土木建設工事の基準の策定、入札契約制度、設計・積算基準類の改定、優良技術者表彰、技術者の育成、人材の確保などを担当しています。私は、技術指導班で、積算、工事成績評定の関係、出来形管理基準、土木工事共通仕様書、及び現場環境の改善などについての取り組みをさせていただいております。私は指導担当で、基準類の改定、施工管理基準、優良技術者表彰、現場環境の改善を主に担当しており、建設工事に係る廃棄物処理の関係も担当しています。

本日は4社の方にお話をお聞きし、現場の効率化や廃棄物の適正な処理について取り組まれていることを、興味深く聞かせていただきました。現場に伺う機会が少ないものですから、非常に貴重な機会です。今日いただいた情報を持ち帰り、現場の基準作成等の参考とさせていただきたく思っております。

さて、長野県では年間約2,000件の土木建築工事を発注して実施しています。建設業界においては、特に現場従事者の高齢化、担い手の不足が非常に顕著な問題になっており、建設業の担い手確保を、県の施策の重要な項目の一つとして、働き方改革の取

り組みを推進しています。その一つの柱として、平成29年度から工事書類の簡素化、簡略化を進めております。令和3年3月に「工事書類簡素化ガイドライン」を作成し、提出いただく書類、主に協議書類、品質管理書類やマニフェストなど、工事完成時に提出していただくものを絞り、技術者の負担を軽減し、業務の効率化を図っているところです。

工事施工中に提出いただく書類は、情報共有システム上で電子化を行っております。例えば、しゅん工検査では、マニフェストの手続きの経過が分かる集計表を作っていただきますが、その根拠資料として電子マニフェストを見せていただければ、それで代えられることとしております。小規模の建設会社や熟練の技術者の方は紙で出した方が早いとなかなか導入できない、書類の電子化や情報共有システムに触れていただけないという点に課題がありますが、現場を進めていく中で、取り決めをして進めたいと考えています。今後もマニフェストを含めて、書類の電子化、効率化については、県として進めたいところですので、引き続き取り組みをお願いいたします。

導入のきっかけや運用について —フリートーク—

田中部長： ありがとうございます。

それではフリートークというところでございますが、私の方から、各社様の導入にあたって詳細を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

池田建設山田氏： 当社は、エコアクションや3Rの書類をまとめるための集計が大変ということから、電子マニフェストがあるということを知り、1年いろいろ検討しました。社員の方から会社の方にこういう電子マニフェストがあるのでやりたいと話を持ってきて、それから1年経って認められてやるようになりました。今は集計等3人ぐらいで運用しています。



池田建設中田氏： 受渡票の運用面などでは、現場の担当者から総務の方へ渡されますが、出し忘れた際は収集運搬業者さんがFAXを入れてくださっていて、双方で入力漏れ等がないように努めています。こちらも入力したら、本日この現場で受渡票を何枚入力しましたと連絡をしています。



川中島建設向山氏： 電子マニフェストを導入することにより事業の幅が広がることを期待して導入したということでした。

高木建設高木常務： 当社は総務部長が情報を入手して、やっぴいこうとなりました。

守谷商会小林氏： やはり時代の流れとして、電子化での業務の簡素化、そういったことは当然にらんでの話だったかと思います。

田中部長： それから、システム運用としましてWebの画面にお知らせとかメールであったりメルマガであったりとかそういった情報について、もっと情報を発信してほしいとか、何かこういった情報がほしいですとか、何かありますでしょうか。

高木建設高木常務： 導入に関するセミナーのお知らせはたくさん来ますが、すでに導入しているので、有効なリサイクルの方法などの情報を発信していただきたいですね。

葛西センター長： 当センターの教育研修部では、産廃の許可取得のための講習の他にも排出業者向けのマネジメント研修会というのをWebでやっております。リサイクルの話とか、排出業者として大事なポイントなど、半日オンラインで開催しておりますので情報入手にご活用いただければと思います。

資源循環に向けた 電子マニフェストの取り組み



田中部長： 廃棄物の再生利用に関して、再生利用率の把握についてお尋ねします。例えばこういった廃棄物を出して、どれ位がどういったものに変換されて、再生利用されていくという細かい情報などは、処分業者の方からの情報提供などで、あらかじめ把握されているのでしょうか。

高木建設高木常務： あまり把握はしていませんが、以前に、最終処分地へ訪問し、置き場やどのように処分されているのか等の見学を行ってまいりました。

田中部長： 今、中間処理後の2次マニフェストについては、紙マニフェストでの交付が多く、一元管理されていない課題があります。処分業者の処分終了報告と中間処理後の廃棄物のマニフェスト交付から最終処分まで、紐付けはなかなか難しいとは思いますが、追求性について、どのようにお考えなどお聞かせいただけますでしょうか。

関理事長： 補足しますと、電子マニフェストは、元々は不法投棄を防止するためのトレーサビリティを目的としています。現時点では、処分の方法と処分後に再資源化物がどれだけできたかということは登録する必要はありません。しかし今は、資源循環を進める時代となっておりますので、電子マニフェストの中に処理業者さんが、例えば、木くずが何トン入って、そのうち9割ぐらいは木材のチップで資源になり生まれ変わりました、という登録をすることで見える化が図れ、排出事業者の方にとっても自らが出したものがどういう形になったと、全部分かるようになると、資源循環が進むのではないかと、私共は考えております。

高木建設高木常務： 以前に、JWセンターの電子マニフェストサポートセンターにお電話したことがあります。排出した各品目が、どこで、どのような形になったのか、電子マニフェストの中で分からないかというお問い合わせをしたことがあります。その時にやはり、弊社の排出量分だけではなく他社か

らの排出量も含まれてしまうため、弊社分は何%が〇〇処分されたとか、こういう形になったとは言えない、とその時ご回答がありました。

関理事長： それが分かるように、マニフェストの処分報告に、処分方法とその量の項目を追加することを実現できないかと、検討を進めております。

廃棄物処理法の省令でマニフェストの登録事項は決まっておりますので、ルールを変えて電子マニフェストの中に組み込んで、排出事業者や自治体の方が、個々の廃棄物が最終的にどうなったのか、再資源化物として再生されたのかがわかるようになるのが望ましいと思います。

高木建設高木常務： お願いいたします。そうすると今度は、私たちも業者を選ぶようになるかもしれないので。

葛西センター長： 再資源化を実施していくことによって選ばれる処理業者さんになりますので、一部処理業者さんにはすごく賛同していただいています。実務としては負担がありますが、ただやはり全体の大きな流れとして“見える化”されますので、少なくとも電子マニフェストに登録したものについては再資源化の状況まで把握できるようになり、特にリサイクル率を求められている建設業者さんにとっては非常にメリットがあると思います、我々としては検討を進めています。

処分業者のマニフェストの状況

関理事長： 先ほどコンクリート殻とかアスファルト廃棄物を処理するには、遠くまで運ぶとコストがかかるため近場の処理業者に運び、そして近場のところは電子的な対応ではなく紙マニフェストが多いとおっしゃっていました。やはり処分業者の方は、こういう電子的に情報を処理することが難しいのが現状でしょうか。

守谷商会小林氏： 受入量とか、プラントさんごとにいろいろご事情がおありだと思います。同じ会社さんであっても、A、B、C、3つプラントあれば、Aは電子マニフェストで登録、B、Cは紙マニフェストで登録というケースもあります。ただやはり、コ

ンガラは現状ほぼ100%再生利用されていると思いますが、できるだけ近場でプラントは確保したいですね。距離が長くなれば、それだけ費用もかかりますので、近場のプラントを選択しますが、電子マニフェストの対応はできない場合は、紙になるということも結構あります。電子ができる状況にしてほしいという話は再三しておりますが、なかなか諸事情があるようで、対応していただけないというのが現状です。

関理事長： 県の現地建設当局の方も、DX時代ですので、いろんな機会にご指導いただき、社会全体の“見える化”が進むと良いと思いますのでよろしく申し上げます。

長野県太田氏： 県が実施しているセミナーなど、県内各地域に伺って、こういった取り組みを紹介させていただいております。今回お聞きした内容を含めて、ご紹介させていただければと思います。

葛西センター長： せっかくの機会で、こうやってお知り合いになれましたので、何かご不明な点などありましたら忌憚なくお問い合わせいただければと思います。今後ともよろしく申し上げます。

田中部長： 本日は多くのご発言いただきまして、ありがとうございます。これもちまして、JW座談会「長野県の建設業の電子マニフェスト利用について」を閉会いたします。本日はご多忙のところお時間賜りましてありがとうございました。